

日本臨床試験学会JSCTR認定GCPエキスパート規則対比表

版	2011.12.21版	2015.7.14.版
第3章 認定	第6条 第2項 (2) JSCTR認定GCPパスポート取得者、SoCRA, ACRP (CCRC®,CCRA®) 認定取得者	(2) JSCTR認定GCPパスポート、SoCRA (CCRP®) またはACRP (CCRC®,CCRA®) 認定者で、継続して資格を保持していること。
第4章 認定試験	第11条 第2項 (2) 試験の実施・採点・査定は本委員会が行い、その結果についてJSCTR理事会の承認を得て受験者に通知する。	(2) 試験の実施・採点・査定は本委員会が行い、その結果を受験者に通知する。
第5章 認定更新審査	第13条 第2項 (2) 認定更新を希望する者は、次に定める申請書類を受付期間内に本委員会宛てに提出する。 1. JSCTR認定GCPエキスパート更新申請書(別添6) 2. 研修履歴報告書(別添7)	(2) 認定更新を希望する者は、次に定める申請書類を受付期間内に本委員会宛てに提出する。 1. JSCTR認定GCPエキスパート更新申請書(別添6) 2. 研修履歴報告書(別添7) 3. 小論文…課題は、更新対象者に対し、毎回直接通知する。
第5章 認定更新審査	第13条 第4項 (4) 更新登録審査料および認定証発行手数料(A4 版紙製認定証)は10,000円とする。	(4) 更新登録審査料および認定証発行手数料(A4 版紙製認定証およびプラスチックカード)は10,000円とする。